

優遇措置の是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件

ここに掲載されている物件は、地方公共団体等が、法令上優遇措置が適用できることと規定されている施設の敷地として本物件の取得等を行う場合に、積極的な有効活用を行う観点から、「優遇措置の取扱いについて（平成14年3月29日付財理第1169号）」通達において定める優遇措置の是正の対象財産であっても、当該是正を行うことなく優遇措置を適用できる物件となっております。

詳細については、各物件の所在する財務事務所等担当課へ直接お問い合わせください。

■ 福井県所在物件

令和6年6月19日現在

整理番号	所在地	面積 (平方メートル)	事務所等	担当	電話番号	備考
1	福井市北山町4 1字2 2番外1筆	528.66	下記のとおり	下記のとおり	下記のとおり	

※ 記載事項は掲載時点のものであり、今後、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

お問い合わせ先
福井財務事務所管財課（国有財産売却担当） TEL（0776）25-8235